

(令和4年4月1日～令和5年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

三重県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
津市	○	×
四日市市	○	×
伊勢市	×	×
松阪市	○	×
桑名市	○	×
鈴鹿市	○	○
名張市	○	×
尾鷲市	×	×
亀山市	○	○
鳥羽市	○	○
熊野市	×	×
いなべ市	○	○
志摩市	○	×
伊賀市	○	○
木曾岬町	○	○
東員町	○	○
菰野町	○	○
朝日町	○	○
川越町	○	○
多気町	○	○
明和町	○	○
大台町	○	×
玉城町	○	○
度会町	○	○
大紀町	×	○
南伊勢町	○	○
紀北町	○	×
御浜町	○	○
紀宝町	○	×